

ID: 60

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	使用の承認
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市保谷障害者福祉センター条例 第7条第1項
例 規 番 号	平成13年条例第100号
【根拠条文】 (使用の承認) 第7条 センターを使用する者(以下「使用者」という。)はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用は承認しないものとする。 (1) 営利を目的にしていると認めるとき。 (2) センターの管理運営に支障があると認めるとき。 (3) その他市長が不適当と認めるとき。 【基準】 根拠条文、第6条、西東京市保谷障害者福祉センター条例施行規則第2条及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用者の範囲) 第6条 センターを使用することのできる者は、次のとおりとする。 (1) 市民及び市内障害者団体 (2) その他市長が使用を適当と認める者 (利用者の要件) 第2条 西東京市保谷障害者福祉センター(以下「センター」という。)の事業(以下「事業」という。)を利用することができる者は、次に掲げるとおりとする。 (1) 条例第3条第1号、第6号及び第7号に規定する事業を利用することができる者は、市内に住所を有する者とする。 (2) 条例第3条第2号から第5号までに規定する事業を利用することができる者は、市内に住所を有するおおむね18歳以上の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者で、事業の利用により身体機能等の回復が見込まれると市長が認めるものとする。 (3) その他市長が特に事業の利用を必要と認める者とする。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	1日

備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日